

厚生労働省提出資料

令和7年6月2日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度（犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度）とは、犯罪行為により被害を受けた方及びその家族等に対して、被害回復のための休暇を付与する法定外の制度。

現状

- 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、十分な認知がなされていない状況であることから、第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、その周知・啓発を行っているところ。
- 具体的には、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に係るパンフレットやポスターの作成、導入事例の収集・事例集の作成を行うとともに、これらを都道府県労働局等において広く配布するほか、犯罪被害者等への総合的な対応を行う総合的対応窓口を有する都道府県、都道府県警、地方検察庁、地方裁判所等へ送付し周知いただくなど関係機関と連携した取組を行っている。
- また、助成金において、一定の要件はあるものの、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、その取組費用の一部を助成しているほか、特別休暇については、モデル就業規則においても取り扱うとともに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」へ犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に係る特設ページを開設し、企業事例を掲載し、これらのコンテンツの情報発信を行っている。

- 参考1：第4次犯罪被害者等基本計画（抄）4(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発
- 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度認知率

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11.6%	8.7%	9.4%	9.6%

出所：厚生労働省「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査
（参考）犯罪被害者等休暇の導入率

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0.7%	0.8%	1.4%	0.9%

- 参考2：犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に関連する各種割合
- 犯罪被害者等基本計画の認知度（内閣府広報室「犯罪被害者等施策に関する世論調査」（平成29年）） 6.9%
 - 犯罪を受けた直後、現在において必要な支援等（警察庁「令和5年度犯罪被害類型別等調査」）
 - 事件・被害に関する話を聞いてもらう 20.1%
 - 警察・検察との対応の手助け、付添い 12.5%
 - 職場・学校などへの配慮 2.6%
 - 総合的対応窓口（警察庁「令和5年度犯罪被害類型別調査」）
 - 犯罪被害者等における認知の有無 「被害にあったのちに知った」 11.2% 「被害にあう前から知っていた」 4.4%
 - 一般対象者における認知の有無 「知っていた」 2.8%

犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

基本計画策定・推進専門委員等会議における有識者からの意見(抄)

- ・ 休暇制度の導入実績は、どの程度あるのか。導入実績が少ないとすれば、実効化させるために、どのような施策を考えるか。パンフレットやポスター等を作っても、実効性があるか疑問。助成金等を導入しないのか。就業規則のひな形に盛り込まないのか。(假谷構成員)
- ・ 国内企業における犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入状況について、令和5年4月時点で1.4%にとどまっている状況であるのは、極めて残念。(假谷構成員)
- ・ 被雇用者に対する休暇制度の周知はどのように行っているのか。厚労省ウェブサイト(働き方・休み方改善ポータルサイト)は事業者対象のようなので、情報が被害にあった被雇用者にも届くようにしてほしい。(伊藤構成員)

過去の事例掲載団体との意見交換

- ・ 犯罪被害を受けた当事者の言葉が最も発信力があるため、当事者に協力いただくべきではないか。
- ・ 犯罪被害者等を支援する団体にも協力をしてもらい、情報発信を行う方法もあるのではないか。
- ・ 様々な場面で繰り返し犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の必要性を発信して、導入機運を高まるのではないか。

今後の方針

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度は、いまだ十分に認知されておらず、また、犯罪被害者にとって重要な制度であることに加え、有識者等から一層の取組が必要との問題意識からご意見をいただいているので、それらを踏まえて、周知の在り方について必要な対応を検討していく。